

令和2年5月26日

◎横山委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

(15時00分開会)

◎横山委員長 本日からの委員会は付託事件の審査等についてであります。

当委員会に付託された事件はお手元の付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お配りしてある日程案によりたいと思います。

また、委員長報告の取りまとめについては、あす27日水曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

お諮りします。

日程については、先ほどの説明のとおり行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎横山委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにします。

《総務部》

◎横山委員長 それでは、総務部について行います。

議案について総務部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎君塚総務部長 総括説明に先立ちまして、職員の懲戒処分3件について御報告します。

1件目は地域福祉部の主査が、平成27年と令和元年に正当な理由なく欠勤したもので、この職員を3月30日付けで減給10分の1、3カ月間の懲戒処分としたものです。

2件目は林業振興・環境部のチーフ級の職員が、昨年7月に市内コンビニエンスストアにおいて、酒に酔って女性の臀部を1回さわったことによりまして、迷惑防止条例違反で書類送検されたもので、この職員を3月30日付けで減給10分の1、6月間の懲戒処分としたものです。

3件目は須崎土木事務所のチーフが昨年1月に飲酒運転の上、高知市内の道路街路灯に衝突する事故を起こし、本年3月に酒気帯び運転によります道路交通法違反で懲役6月、執行猶予3年の判決を受けたもので、この職員を4月7日付けで懲戒免職処分としたものです。

これらの行為によりまして、公務に対する信頼を損なうことになったことにつきまして、議会、県民の皆様に対しまして深くおわび申し上げます。大変申しわけありませんでした。

今回の処分を踏まえまして、今後このような事態が繰り返されることのないよう、公務員倫理の確立と綱紀の粛正、飲酒運転の根絶について、改めて全庁に通知したところです。

いま一度職員一人一人が県職員としての自覚を新たにし、再発防止に努め、県民の皆様からの県政に対する信頼を回復するよう努めてまいります。事案の詳細については、後ほど人事課長から御説明します。

それでは、内容につきまして御説明いたします。まず、今回の補正予算の概要につきまして御説明しますので、総務部という青いインデックスのつきました、総務委員会資料議案補足説明資料の1ページ、令和2年度5月補正予算編成の概要をお開きください。

まず、下の(2)歳出の表の補正額(B)の欄、一番下の行の総計(1)+(2)をごらんください。総額で16億4,306万6,000円の増額補正となっております。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策のより一層の充実を図るため、医療従事者に対する特殊勤務手当の支給を支援するほか、大口の資金需要に対応した本県独自の融資制度の創設や事態収束を見据えて、落ち込んだ観光事業の早期回復を図るため、国の施策と連動したりカバリーキャンペーンを展開する費用などにつきまして、予算計上しております。

歳出の内訳といたしまして、(1)経常的経費は15億5,800万円余り。(2)の投資的経費は8,400万円余りとなっております。

これらの歳出を賄うのが上の表(1)の歳入のほうでして、この補正につきましては、中段の(2)特定財源が15億6,500万円余りとなっております。

内訳といたしましては、国庫支出金が12億9,500万円余り。このうち地方創生臨時交付金が10億8,500万円余りとなっておりまして、残りその他が2億6,900万円余りとなっております。

上段の(1)一般財源ですけれども、7,700万円余りが財源対策を要する額となりまして、財政調整基金の取り崩しで対応することとしております。なお、この金額のうち7,200万円余りにつきましては、後日、地方創生臨時交付金として配分がなされる見込みとなっております。

以上が、今回の補正予算の全体の概要です。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に伴う補正予算の専決処分の概要について御報告しますので、資料の2ページをお願いします。

報第2号令和2年度補正予算の専決処分報告の概要です。下の(2)の歳出の表、補正額(B)の欄の一番下の行の総計(1)+(2)のとおり、総額で5億2,442万9,000円の増額補正となっております。

この専決処分は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰りを支援するため、民間金融機関と連携した本県独自の融資制度の融資枠の拡大などに要する経費につきまして、急を要したため4月22日に専決処分を行ったものです。

歳出の内訳といたしましては、全額が経常的経費となっております。

この歳出を賄うための上の表、歳入ですが、中段の（２）特定財源が５億２,４００万円余りとなっています。

内訳としましては、国庫支出金といたしまして地方創生臨時交付金が３億２００万円余り、その他は２億２,１００万円余りとなっています。

続きまして、資料３ページ、報第３号令和２年度補正予算の専決処分報告の概要です。こちら４月３０日に専決した分ですけれども、下の（２）歳出の表の補正額（Ｂ）の欄をごらんいただきまして一番下の行、総計（１）＋（２）の欄、総額で４９億５,２４６万２,０００円の増額補正となっております。

この専決処分は、感染予防・感染拡大防止策の一層の強化、休業などの要請に応じていただいた事業者への協力金、生活福祉資金貸付制度における貸付原資の増額などに要する経費につきまして、急を要したため４月３０日に専決処分を行ったものです。

歳出の内訳といたしまして、（１）経常的経費は４９億１,２００万円余りで、そのうち扶助費が１億４,９００万円余り。その他が、４７億６,１００万円余りありますけれども、その内容といたしましては、休業等要請協力金や生活福祉資金貸付事業費補助金などの補助費、それから軽症者等の宿泊療養施設の運営委託などとなっております。

また（２）投資的経費につきましては、３,９００万円余りで、普通建設事業費の内訳は、補助事業費が２,６００万円余り、単独事業費が１,３００万円余りとなっております。

これら歳出を賄うための上の表（１）の欄をごらんいただきまして、補正額につきましては中段（２）特定財源が３７億４,５００万円余りとなっております。

内訳といたしましては、国庫支出金が３１億７００万円余りとなっておりますけれども、その多くが地方創生臨時交付金となっておりまして、残りその他、これにつきましては、休業等要請協力金に係ります市町村負担の受け入れや、地域医療介護総合確保基金に繰り入れなど、６億３,７００万円余りとなっております。

上段の（１）一般財源につきましては、１２億７００万円余りが財源対策を要する額となりまして、財政調整基金を取り崩して対応することとしておりますが、こちらにつきましてもこの金額のうち９億６,７００万円余りが、後日、地方創生臨時交付金として配分される見込みとなっております。

以上が、補正予算の専決処分の概要です。

次に、総務部関連の議案です。資料③高知県議会臨時会議案（条例その他）をごらんください。

総務部からは第３号及び第４号の２件の条例議案と、報第１号、報第３号、報第５号の３件の報告議案を提出しております。議案の詳細につきましては、後ほど担当の課長から説明をします。

報告事項につきましては、先ほど申し上げました人事課の職員の懲戒処分についての１

件です。私からは以上です。

〈行政管理課〉

◎横山委員長 続いて、所管課の説明を求めます。最初に、行政管理課の説明を求めます。

◎岡本行政管理課長 行政管理課です。当課の所管いたします第3号議案、知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明します。

議案資料④の75ページ、条例議案要綱で御説明します。

まず、条例改正の目的は、新型コロナウイルス感染症による本県経済への影響を考慮し、知事、副知事及び教育長の給料月額を令和2年5月1日から31日までの1月間、時限的に上乘せして減額をしようとするものです。

次に、主要な内容は、令和2年5月1日から31日までの1月間、下の表の右端の欄の括弧書きにありますように、減額率を知事は現行の10%から100%に、副知事は現行の3%から30%に、教育長は現行の2%から15%に引き上げようとするものです。施行期日等は公布の日から施行し、改正後の規定は令和2年5月1日から適用することとしております。

以上で、行政管理課の説明を終わります。

◎横山委員長 質疑を行います。

◎吉良委員 以前も橋本知事のとときに、減額をしたことがあるんですけども、そのときの要件、理由は何でしたか。

◎岡本行政管理課長 橋本知事の時代、それから、尾崎知事の時代も、県の財政状況を考慮して、あるいは県内の経済状況を考慮して、それぞれカットした経緯はございます。

◎吉良委員 尾崎前知事のとときもあったんですけども、橋本時代は明確に闇融資の問題で、県民に多大な損害を与えたという瑕疵があって、みずからの減給ということだったと思います。

いろんな形で減給処分もそうですけれども職員に何らかの問題があって、瑕疵があってということがあったんですけども、今回はそういうことはないと思うんですが、それについては県の行政として、県知事としてどうなんですか。

◎岡本行政管理課長 開会時の提案説明にもありましたように、今回は新型コロナウイルス感染症により、県民の皆様のご生活や経済に大きな影響が生じていることを踏まえて、県民の皆様と思いを同じくして、今後の対策を進めていくことが必要という考えのもとに、知事は5月分の給与の全額を返上する条例議案を出させていただいたところでして、これまでの財政状況という理由とは、また違う条例議案を出させていただいたところだと思います。

◎吉良委員 法的な要件というか法に基づく、あるいは人事委員会なり行政管理課なりの処分に基づくものじゃなくて、知事本人の気持ちの問題ということだと思うんです。そういう減額の仕方というのは、いけば、法によらないものであって恣意的な減額になるわけ

です。その理由が県民の思い、共感ということで、寄り添うということならば、例えば、それをしない他県の知事や市町村の首長、あるいはそれぞれの公務にかかわる者たちにとって、それは気持ちがないんじゃないかと思われるのではないかと思うんですけども、それは果たして、知事の立場として適切なものなのかと、私は疑義を感じるんです。その辺については行政管理課として何か論議をなさいましたか。

◎岡本行政管理課長 私の立場からお答えするのが難しい面もあるかと思いますが、例えば専決処分という形ではなくて、こうして条例議案として、減額条例を出させていただくということで、議会の皆様にもお諮りをして、お認めいただければ減額をするというやり方で、一定の手続といいますか、そういうところはあるのかなとは思っております。

◎吉良委員 特に今回、副知事が30%、教育長15%、でも、知事は100%という、普通考えて、最低生活ができる金額までもこの月はないというようなことなんですよね。これは極めて異常なことだと思うんです。そういう意味では、いろいろ減給とかあるけれども、もちろん条例化して議会に諮るということですけども、こういう形のあり方が、常に出てくるということは、今までの、特に公務員なんかでいうと人事院だとか人事委員会制度のっとなって、いわゆる給与法もあり、それなりの生活を保障していくと、労働の価値に対して報酬を与えていくという、その流れとはちょっと異質なものだと感じるんで、これについて、提案した執行部として、どうお考えなのかお聞かせいただきたい。これは部長になるのかな。

◎君塚総務部長 ご承知のとおり知事の場合は、公職選挙法の規定がありますので、今回のように経済で非常に大きな影響があって、何らかの金銭的な行為をしたくても寄附を行うことができません。そうしたときに、給与面で何かやろうとするなら、やはり条例に基づいて、給与を減額するという方を方策として選択されたものであります。

あと、その金額の設定の仕方につきましては、今委員おっしゃったように、生活の部分というのを考慮して、一定の金額を何月間というやり方もあろうかと思いますが、その部分については、やはり大変大きな影響を受けている、事業が立ち行かなくなっているような思いをされている県民の方もおられるということを考慮して、知事の思いとして、全額を返上する判断をされたものであります。その思いの部分は、やはり知事選挙で選ばれた知事が判断をされたことでありますので、それはそういうものなんだろうと我々としては受けとめております。

その上で、行政管理課長も答弁いたしましたとおり条例で議会にお諮りして、お認めいただくということで、幅広く意見をいただくということでありましたので、今ほどの委員からのような意見があったということは、知事にお伝えをしたいと考えております。

◎横山委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、行政管理課を終わります。

それでは、説明課の入れかわりをお願いいたします。

〈財政課〉

◎横山委員長 次に、財政課の説明を求めます。

◎三橋財政課長 財政課です。まず、一般会計補正予算について御説明をいたしますので、資料②議案説明書の3ページをお開き願います。

12繰入金ですが、これは先ほど総務部長から説明をいたしました5月補正予算の財源として必要になります一般財源につきまして、財政調整基金の取り崩しで対応するため、繰入額として7,759万1,000円の増額補正をお願いするものです。

補正に関しましては以上です。

次に、資料③条例その他議案の5ページをお願いします。報第1号令和元年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告です。

7ページをお願いします。3月31日付けで行った専決処分に係るものです。歳入の補正のみとなっておりますが、3地方譲与税や5地方交付税などにつきまして、それぞれの額の確定に伴い補正をしたもので、例年3月に専決処分を行っているものです。

主な内容としましては、まず3地方譲与税が7億4,100万円余りの減となっておりますが、これは全国的な税収が当初の見込みを下回ったことに伴い、本県への地方法人特別譲与税の譲与額が減となったことによるものです。

一方、5地方交付税は特別交付税が想定を上回って措置されたことから、2億9,600万円余りの増となっているほか、14諸収入において、金額が確定済みであるものを5億7,900万円余り増額するといった補正を行っております。

その結果、総計では2億300万円余りの増となりましたことから、12繰入金において、同額の財政調整基金の取り崩しを取りやめたものです。

次に、資料④議案説明書の23ページをお願いします。報第3号令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告です。これは、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費について、急を要したため、令和2年4月30日に専決処分を行ったものです。

当課の所管につきましては、25ページ、歳入予算の一般財源について、財政調整基金繰入12億734万4,000円の増額補正を行ったものです。

以上で、財政課の説明を終わります。

◎横山委員長 質疑を行います。

(なし)

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で、財政課を終わります。

それでは、説明課の入れかわりをお願いします。

〈税務課〉

◎横山委員長 次に、税務課の説明を求めます。

◎久保税務課長 税務課の条例その他議案につきまして、資料より御説明しますので、議案補足説明資料の赤いインデックスで税務課とある資料をお願いします。

税務課からは、新型コロナウイルス感染症による緊急経済対策に関連いたします県税に関する措置につきまして、その内容と県税条例の一部を改正する条例の改正項目についてと、県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告につきまして御説明します。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に関連します地方税法等の一部を改正する法律は、令和2年4月30日に公布され、同日から施行されました。県税に関連いたします税制上の措置につきましては、以下の項目です。

まず1番目の徴収の猶予制度の特例です。この特例につきましては、条例への委任はないため、県税条例の改正は要せず、法律の公布日であります4月30日から施行となっております。内容は、令和2年2月以降の1カ月以上の一定の期間におきまして、収入が前年同期比でおおむね20%以上減少した場合、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例です。

対象となります税目は証紙徴収で納める税目を除きまして、法人県民税、事業税、個人事業税、自動車税種別割など、ほぼ全ての税目が対象となり、納期限が令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に到来するものが対象となります。

次の2に記載しております項目は、県税条例を改正させていただき対応する税目です。

まず(1)の個人県民税に関するものです。アですが、政府の自粛要請を踏まえまして、文化芸術・スポーツに係るイベントを中止や延期した主催者に対しまして、その観客や参加者が入場料の払い戻しを請求しなかった場合、その放棄した金額、20万を超える場合には20万円が限度となりますが、その金額を個人県民税の寄附金控除の対象とし、一定の額を税額から控除しようとするものです。

次に、イの住宅ローン控除に関するものです。所得税において、現在、令和2年12月末までに住宅ローンを借りて新築した住宅などに入居した場合、控除期間が13年となる住宅ローン控除を適用できる特例はございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、住宅建設の遅延などから入居がおくれた場合でも、令和3年12月末までに入居した場合で一定の要件を満たし、この特例が適用できることとなった場合には、所得税から控除し切れなかった額を控除限度額の範囲内で個人県民税の税額から控除しようとするものです。

次に、(2)の不動産取得税です。まず、耐震基準不適合既存住宅とありますが、これは昭和56年以前に建築されました現在の耐震基準に適合しない中古住宅のことです。この住宅を取得し、その取得の日から6カ月以内に耐震改修を行い入居した場合に、一定の額を減額する特例措置が現在とられております。新型コロナウイルス感染症の影響により、耐震改修が遅延し、その住宅への入居がおくれた場合につきましても、この特例を適用し

ようとするものです。この特例は、令和3年度末入居分までの措置となっております。

次に、(3)の自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長です。自家用乗用車を取得した場合、自動車税環境性能割、以前の自動車取得税にかわる税金ですが、自動車の燃費基準によりまして、次のページに記載しておりますように、本則では非課税から3%までの税率が設定されております。現在、この税率を令和2年9月30日まで1%分臨時に軽減する特例措置がとられておりますが、今回その適用期限を6カ月延長し、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車もこの特例の対象とするものです。

以上が、新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策におけます県税の措置及び関連いたします県税条例の改正内容です。

続きまして、3ページの県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告につきまして御説明します。

令和2年度の税制改正に伴います地方税法等の一部を改正する法律が3月27日に成立し、31日に公布されました。この改正に伴います県税条例の改正を本年4月1日に施行しなければ、特例措置の一時的な失効などによって、納税者に不利益が生じるおそれがあるものにつきまして、3月31日に県税条例等の一部改正を専決処分したものです。

主な改正内容について御説明いたします。

(1)の不動産取得税です。まずアですが、住宅用土地の取得に係る減額措置の要件であります。土地を取得してから住宅を新築するまでの年数要件を2年から3年に緩和する特例措置が現在とられておりますが、この緩和措置を令和4年3月31日まで2年間延長しようとするものです。

次にイです。認定長期優良住宅を新築した場合、通常の新築住宅であれば、家屋の評価額から1,200万円を控除しておりますが、この認定長期優良住宅を新築した場合、1,300万円を控除する特例措置を令和4年3月31日まで2年間延長しようとするものです。

次に、(2)の法人事業税です。法人事業税で収入金課税の対象となります「電気供給業」のうち、発電事業と小売電気事業に係る課税方式を見直すものです。内容は、現在資本金の額にかかわらず、収入割で1%の税率で課税している法人を資本金が1億円を超える法人につきましては、外形標準課税を導入し、収入割0.75%、付加価値割0.37%、資本割0.15%の合算額によって課税し、資本金が1億円以下の法人につきましては、収入割0.75%、所得割1.85%の合算額で課税するものです。

次に、(3)の法人県民税、法人事業税に関するものです。地方創生応援税制、企業版ふるさと納税と言われるものですが、この制度を拡充するとともに、適用期限を令和7年3月31日まで5年間延長するものです。

内容は、地方の法人に関連します3つの税に係る寄附金の税額控除の割合を法人県民税につきましては、現行2.9%を5.7%に。法人市町村民税につきましては、現行17.1%を

34.3%に。法人事業税につきましては、現行10%を20%にしようとするものです。その結果、次のページに模式図を記載しておりますが、寄附金の算入措置とあわせまして、その下に書いていますが、最大で寄附金額の約9割の負担軽減が図れることとなります。

以上が専決処分に係るものです。

◎横山委員長 質疑を行います。

◎武石委員 1ページの1番で説明いただいた徴収の猶予制度の特例についてですけれども、これは非常にありがたい配慮だと思います。一方で、収入が大幅に減少（前年同期比おおむね20%以上の減少）と、こういうのがありますけれども、こういう一定の基準も大事だと思うんですが、実際にこれをどうやって証明するのか、文字どおりおおむね20%、こういうことでしょうけれども、客観的にそれをどう証明するのか、現場で混乱することはないのでしょうか。それをお聞きしたいんですが。

◎久保税務課長 おおむね20%以上の減少として書いておりますが、基本的に法人の場合は売上高とか、個人の場合は、その給与の収入なんかの書類なんかを出していただくこととなります。基本的には添付書類を出していただくんですが、その提出がちょっと難しいという場合は、口頭での聞き取りという形で対応させていただくこととなります。

また、おおむね20%と書いていますが、国からも、できるだけそこは柔軟に対応して、例えば、当該年度2月分と前年度2月分を比較してという形になるんですけれども、仮にそこが20%にいかなくても、今後の収入の見込みをお聞きした上で、例えば20%になりそうという場合は、柔軟に対応してほしいという通知もいただいていますので、そこはこちらとしても、20%にこだわらず対応していきたいと考えております。

◎武石委員 わかりました。今の御答弁で柔軟に対応していただけるということがわかりました。実際、昨年同期の収入を証明するものを出せと言われても、すぐに出せない方ってかなり多いと思うんで、柔軟にということで、それは納得いたしました。

それからもう1点。これは私自身の感想として、1年間猶予してもらおうと大変うれしいと思うんですけれども、結局払わないかんわけで、次の年、2年分払わないかんかえと、こうなってくると思うんです。それも大変だと思うんですけれども、今ここでそれをやりとりするのも時期的に早いと思うんで、言いませんけれども、そう思いました。

◎横山委員長 以上で、税務課の質疑を終わります。

以上で、総務部の議案を終わります。

それでは、説明課の入れかわりをお願いします。

〈報告事項〉

◎横山委員長 続いて、総務部から1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

〈人事課〉

◎横山委員長 職員の懲戒処分について、人事課の説明を求めます。

◎藤野人事課長 それでは、人事課から報告事項の説明をします。お手元の総務委員会資料報告事項の1ページをお願いいたします。

部長からの総括説明で申し上げましたとおり、3月30日付けで2名の職員を、また4月7日付けで1名の職員を懲戒処分といたしましたので、懲戒処分の公表基準に沿って御報告いたします。

まず1件目です。処分を受けた職員は地域福祉部の主査です。

処分の事由につきまして御説明します。当該職員は、平成27年8月20日から同年の12月8日までの間、及び令和元年12月16日から同年12月24日までの間に、延べ11日と30時間45分を正当な理由なく欠勤したものです。このことは、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第32条、及び職務専念義務を定めた同法第35条の規定に違反するものであり、同法第29条第1項第1号及び第2号の規定により、3月30日付けで、減給10分の1、3カ月間の懲戒処分としたものです。

次のページ、2件目の事案について御説明いたします。処分を受けた職員は、林業振興・環境部のチーフ級の職員です。

処分の事由としましては、令和元年7月20日深夜1時ごろ、高知市内のコンビニエンスストアにおいて、酒に酔って女性の臀部を1回さわったことにより、同年10月9日から高知警察署の事情聴取を受け、その後、11月20日に迷惑防止条例違反で高知警察署から高知地方検察庁に送致され、本年2月28日に不起訴となったものです。

今回の事案は部下職員を指導し、みずから率先して法令を遵守すべき立場にありながら、社会人としてはもとより、公務員としてあってはならない行為を行ったものであり、職員全体の名誉と信頼を損なうばかりか、県民の県政への信用を大きく失墜させるものであります。このことから、地方公務員法第32条に規定する法令遵守義務に違反するほか、職員の信用失墜行為を禁止している同法第33条の規定に違反するものであり、同法第29条第1項及び第3号の規定により、3月30日付けで減給10分の1、6カ月間の懲戒処分としたものです。

なお、これら2件の処分と同日付けで総務部長通知を發出しまして、職員は率先して法令を守るべき立場にあること。それから、職員はその職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと。飲酒をした場合においても、公務員としての自覚を持ち、不適切な言動をとることのないよう十分留意することなど、公務員倫理の確立と綱紀の粛正を図るよう、いま一度、全職員に対し徹底をしたところです。

次のページ、3件目について御説明いたします。処分を受けた職員は須崎土木事務所のチーフ・尾木俊介47歳です。

処分の事由につきまして御説明します。当該職員は、平成31年1月6日13時ごろから、

高知市内の友人宅で新年会を行い、15時30分ごろまでにビール500ミリリットルを2本、サワー350ミリリットルを2本、日本酒を紙コップ半分ほど飲み、19時30分ごろには高知市内のカラオケ店においてハイボールをグラス半分ほど飲み、その後、タクシーで友人宅付近の駐車場に行き、そこにとめていた自家用車に乗車し帰路につままして、23時54分ごろ、高知市北金田11番28号付近の道路でスマートフォンの操作に気を取られ、街路灯に衝突する事故を起こしました。目撃者の通報で駆けつけた警察官がアルコール検査を行ったところ、呼気1リットル中0.15ミリグラム以上のアルコール分が検出され、本年3月24日に酒気帯び運転による道路交通法違反で懲役6カ月、執行猶予3年の判決を受けたものであります。

飲酒運転は人命をも奪いかねない重大な事故につながる極めて危険な行為でありまして、その撲滅に向けて県を挙げて取り組んでいる中で、酒気帯び運転を行い、実際に物損事故を起こしたということは、県職員全体の名誉を損なうばかりか、県民の県政への信頼を大きく裏切るものであり、その責任は極めて重大であります。

以上のことから、信用失墜行為を禁止している地方公務員法第33条の規定に違反するものとして、同法第29条第1項第1号及び第3号の規定により、4月7日付けで懲戒免職処分としたものです。

なお、この職員の処分が事案の発生から1年と3カ月後となりましたことについてですが、当該職員が事故後の県警の捜査、それから、私ども県人事当局の聞き取りに対して、飲酒運転を否認していたこと。また県警においても捜査が継続をされておりましたことから、県としましては、その捜査や検察の動向、さらには裁判所の判断を見守っておりました。その後、ことし3月の公判において、一定飲酒の事実を争わず、その後の私ども県人事当局の聞き取りに対しましても、カラオケ店で飲酒をした上での飲酒運転であったと認め、これまでの説明は保身のための虚偽のものであったと供述しましたことから、このタイミング4月7日で懲戒処分を行ったものです。

またこの処分と同日付けで総務部長通知を発出しまして、飲酒運転は絶対にしないということを改めて自覚をすること。飲酒を伴う宴席等に出席する際は、原則として車両を運転していかないこと。今回の事案を単に1人の職員による不祥事としてのみとらえることなく、県庁組織全体の問題として受けとめ、今後とも、職場や家庭で注意し合うなど、職員一人一人が飲酒運転の根絶に向け、意識を持ち続けるよう努めることなど、飲酒運転の根絶について、いま一度、全職員に対し徹底をしたところです。

私からの報告は以上です。

◎横山委員長 質疑を行います。

◎三石委員 この1番最初の子、理由なく欠勤したって、これどういうことですか。もうちょっと詳しく。

◎藤野人事課長 この欠勤の延べ11日と30時間45分につきましては、直接の欠勤した理由は体調不良を訴えて休んだものです。体調不良の場合は、医療機関を受診して、医師の指示に基づいて療養するのであれば、病気休暇が一定の期間認められるものになっておりますが、この職員は、そういうことを知っていながらも、自己の判断で病院にも行かず、出勤をしなかったということです。

それから、そもそも所属長らも再三指導したにもかかわらず、年次有給休暇を無計画に取得をして使い切っており、それも使うことができなかったということも要因としてございます。こうした行為を改めさせるために今回の処分といたしました。

◎三石委員 これ常識で考えられんけれどもね、減給10分の1で3カ月間ですか。今ちゃんとやっているんですか。

◎藤野人事課長 減給の処置はやっておりまして、4月以降の出勤の状況につきましては、まだ4月の部分しかわかっておりませんけれども、出勤日数も確実にふえておりまして、安易に年休を取ることは控えておるのかなと考えておりますが、ここは引き続き、様子を見て指導していく必要があると感じております。

◎三石委員 これちょっと考えないかんね。これは普通やないと思う。やっぱり公務員、全体の奉仕者ですから、やっぱりかっちりしないといけないですね。

◎藤野人事課長 御指摘のように、しっかりと勤務をして、公務員としてやっていくということ。本人も今回のことで反省の弁として、体調管理に気をつけて、年休も安易に取得しないようにして、欠勤はしませんが申し述べておりますので、私どもも所属と連携をして、この職員については指導を重ねて、改善を促していくことにしております。

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で、人事課の質疑を終わります。

以上で、総務部を終わります。

《教育委員会》

◎横山委員長 続いて、教育委員会について行います。

それでは、議案について総括説明を求めますが、本日は教育長が病気療養中で欠席のため、教育長職務代理者である平田委員に総括説明を求めます。なお、教育長職務代理者に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので御了承を願います。

◎平田教育長職務代理者 教育委員会です。本県では3月以降、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い学校の臨時休業の措置を講じてまいりましたが、昨日5月25日までに県内の小中高等学校及び特別支援学校が再開しております。

今後、まずは国が示す学校の新しい生活様式を踏まえ、子供たちの健康・安全を第一に考えた上で、極力感染リスクを低減しながら、臨時休業に伴う学習のおくれを補うために、学校行事の精選や指導内容の工夫も図りつつ、学校における教育活動を進めてまいります。

一方で、当面は新型コロナウイルスの感染リスクがゼロになることはなく、再度の感染拡大を想定し、その際の教育活動の継続に備えておくことが、大変重要であると考えています。

今回の臨時休業においては、ICTの活用が学校教育の継続において大変有効であったと考えており、今後、再度の感染拡大の際には、ICTの活用等を通じて子供たちの学びが途絶えることがないように、また、心身や生活状況の把握にもつながるようにしっかりと準備をしてまいります。

詳細につきましては、後ほど教育政策課長から説明をします。

それでは、議案について説明をします。

5月臨時会に提出しております教育委員会関係の議案は、第1号令和2年度高知県一般会計補正予算及び報第3号令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告の2件です。

表紙に総務委員会資料議案説明資料と記載された教育委員会と青いインデックスがついた資料の1ページ、令和2年4月・5月補正案件一覧をごらんください。資料は、上段の表が4月に専決をさせていただいた内容となっており、下段の表が、今回補正予算として計上している内容です。

まず、令和2年度一般会計補正予算について御説明いたします。資料の下段の表をごらんください。教育委員会所管の補正予算につきましては、資料のとおり高等学校課においては9,326万5,000円の増額補正をお願いし、高等学校への1人1台端末の実現に向けた機器の整備などを計上したものです。詳細につきましては、後ほど高等学校課長から説明します。

続きまして、令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告について御説明します。資料上段の表をごらんください。迅速に対応すべき感染予防・感染拡大防止対策等につきまして、合計8,736万7,000円を専決処分したところです。表に沿って説明をします。

初めに、1の幼保支援課につきましては、保育所や幼稚園等への保健衛生用品の購入等に係る費用の補助としまして921万8,000円を専決しております。

次に、県立学校の再開を支援するためにマスクや消毒液等の購入費等の費用としまして、2の高等学校課において2,622万6,000円を、3の特別支援教育課において285万8,000円を、それぞれ専決しております。

4の特別支援教育課スクールバス運行委託料につきましては、特別支援学校のスクールバスの運行の際に、3密の状態を緩和するための臨時の増便等に要する委託料としまして1,934万6,000円を専決しております。

5の生涯学習課につきましては、2月に補正予算でお認めいただきました臨時休業に伴い、放課後子供教室の開設時間を延長する市町村への運営費補助につきまして、4月以降も休業期間が延長となったことにより、令和2年度においても必要となる2,173万3,000円

を専決しております。

最後に6の保健体育課につきましては、学校の臨時休業に伴う学校給食の休止により生じた食材のキャンセル費用や学校給食調理業者の衛生管理の徹底、改善を図るための取り組みなどを支援するための補助としまして、798万6,000円を専決しております。

以上、補正予算の専決処分報告について、私から一括して説明をいたしました。

このうち、4の特別支援教育課のスクールバス運行委託料及び6の保健体育課の学校給食運営費につきましては、後ほど担当課より詳細を御説明させていただきます。

最後に報告事項です。冒頭に御説明いたしました新型コロナウイルスに係る学校等の対応のほかに、公立学校職員の退職手当に係る算定誤りについて1件報告がございます。

平成25年度から平成30年度に退職しました県立学校の実習助手及び寄宿舎指導員に支給しました退職手当につきまして、算定方法に誤りがあり、本来支給すべき額よりも少ない額を支給していたことが判明いたしました。この内容につきましては、後ほど教職員・福利課長から説明をします。私からの総括説明は以上です。

〈報告事項〉

◎横山委員長 続いて、教育委員会の議案の説明に入る前に、新型コロナウイルスに係る学校の対応について報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

〈教育政策課〉

◎横山委員長 新型コロナウイルスに係る学校の対応について、教育政策課の説明を求めます。

◎菅谷教育政策課長 教育政策課です。新型コロナウイルスに係る学校等の対応について御報告をします。教育政策課と赤いインデックスがついております資料の1ページ、新型コロナウイルスに係る学校等の対応についてをごらんください。

1の学校の臨時休業等についてです。感染拡大防止のための学校の臨時休業につきましては、総理の要請を踏まえた(1)の3月中の実施、県内の感染状況を踏まえた(2)にございます4月中の実施。緊急事態宣言の対象拡大・延長を踏まえた(3)及び(4)の実施を経て、(5)のとおり、県立学校については、昨日25日から全てが再開したところでは、市町村立の小中学校についても同様に、25日までの間に全ての学校が再開しているところです。なお、(4)の5月中の臨時休業に際しましては、ゴールデンウィーク後の感染状況を見きわめるために、22日までを休業期間としておりましたが、生徒や地域の状況を踏まえ、各学校において再開可能とするものについては、申し出を受けて個別に協議した上で、一部の県立学校において、再開時期を前倒したものもございます。

続きまして、2の学校における感染防止対策についてです。学校における感染防止対策を徹底するため、(1)のとおり国のガイドラインの周知を図るとともに、(3)にごさ

いますように、県に寄附をいただいたマスクを高等学校の入学式で着用できるよう配布をしたり、特別支援学校や放課後児童クラブ等の活動に対して配布したりという対応を図ってまいりました。

また、4月の専決処分をさせていただきました補正予算においては、消毒液等の購入に要する経費を措置させていただいたところです。

また、(5)にございますように先日、国において、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルというものが示されました。この周知を通じまして、身体的距離の確保やマスクの着用、手洗い等の徹底を行うとともに、このマニュアルを踏まえまして(6)のとおり、本県における感染状況のレベルに応じた臨時休業の対応や感染症対策の基準を作成して通知したところです。

具体的には、本県においては保健所の管轄区域、これを休業措置等の判断の際に用いてまいりましたが、これを文部科学省の示した新たなマニュアルに当てはめまして、休業の判断や感染症対策を今後講ずることとしております。保健所管内における感染者の感染状況を踏まえ、文部科学省マニュアルに示す合唱や調理実習等の学習活動の段階的な制限を行っていくことや、日々感染者の確認される状況に至った場合には、生活圏の感染状況等を踏まえて休業する場合もあるということ、あらかじめ方針として示したところです。

学校の再開に伴い、部活動も順次再開されてまいりましたが、(7)のとおり、いきなり激しい活動を行うのではなく、段階的に体を動かしていくなどの一定の制限を設けて、活動することなどについても通知したところです。

続きまして、2ページ、臨時休業中の子供の居場所の確保等についてです。臨時休業に伴い、自宅で過ごすことが困難な児童生徒については、放課後児童クラブや放課後子供教室を活用して御対応いただくよう各市町村に対して依頼をしてまいりました。(2)に記載しておりますとおり、臨時休業に伴う開設によって追加的に生じる費用については、放課後児童クラブについては全額公費が充当されることとなっておりますが、放課後子供教室については、一部充当されない部分があることから、県独自の支援制度を創設し、財政支援を講じたところです。

また、放課後児童クラブ、放課後子供教室の体制が整うまでの間、自宅で過ごすことが困難な児童について、学校で受け入れることに関して、県の特別支援学校の対応や受け入れ時の対応例を紹介してまいりました。各市町村においては、地域の実情に応じて、放課後児童クラブ、放課後子供教室、学校での受け入れのいずれか、またはこれら複数を組み合わせることで実施することによって、自宅で過ごすことが困難な児童についての対応が図られてきたと認識しております。

続きまして、4の休業期間中の活動等についてです。臨時休業の実施に当たっては、準備期間を活用して、今般の臨時休業が健康安全を第一に考えたものであることや、若い世

代がウイルス感染に関して家族や社会に影響を与えることなど、その意義について説明をし、休業期間中の生活行動などについて指導するよう通知をしてまいりました。

また、臨時休業に伴う学習のおくれを最小限にとどめるため、県立学校の生徒には学習課題等を送付し、市町村教育委員会に対しては、家庭学習支援教材を周知するとともに、学習計画例を示した上での計画的な教育活動の実施等を依頼してまいりました。

(3) のとおり、休業に伴い学校給食が提供されなくなることへの対応としては、学校給食の調理場や調理員を活用して希望する児童生徒に対して、昼食の提供をするなど、各市町村において地域や子供たちの実情に応じたさまざまな工夫が図られており、こうした事例について周知を図りつつ、現状に即した昼食への対応について検討いただくよう依頼をしてまいりました。

臨時休業中も教職員は原則として通常勤務としてまいりましたが、(4) に記載していますとおり、担当していた授業がなくなる非常勤講師等についても、教材作成等の今後の実施予定授業準備に関する業務や、家庭訪問等の学級担任業務の補助に関する業務などに従事してもらうことで、勤務として扱えることを通知しております。

休業期間中の児童生徒や保護者等の心のケアについて、(5) のとおり、スクールカウンセラー等の活用も含む対応を依頼してまいりました。また、家庭学習の支援を図る観点から、県教育センターのホームページに家庭学習支援動画ライブラリーを開設し、指導主事等が作成した動画教材の配信を行ってまいりました。5月22日までに107本の動画教材を公開し、5万1,000を超えるアクセスをいただいている状況となっております。

ページ下部の5の臨時休業に伴う学習のおくれ等への対応についてです。臨時休業に伴う学習のおくれ等への対応として、文部科学省の通知を踏まえ、時間割編成の工夫や長期休業期間の短縮、土曜日の活用、学校行事の重点化や準備時間の縮減等により、授業時間を確保すること。最終学年以外の児童生徒については、令和3年度または令和4年度までの教育課程を見通して検討を行うことなどを周知するとともに、各学校の教育課程の編成等の適切な実施を依頼してまいりました。休業期間や休業中の家庭学習の状況はさまざまですが、既に各市町村等においては、それぞれの実態を踏まえ、夏季休業期間の短縮等について検討が進められているところです。

次のページ、6の学校教育の継続に向けた対応についてです。今後の新型コロナウイルスの再度の感染拡大により、臨時休業措置等を講じなければならない事態を想定し、学校教育の継続について備えておく観点から、(1) のとおり、今議会に提案しておりますGIGAスクール構想の実現に向けた国の令和2年度補正予算を活用し、県立中学校及び特別支援学校における1人1台端末の整備計画の前倒しを行うとともに、モバイルルーターの貸し出し、高校のタブレット端末の県単独整備計画の前倒し等を行うこととしております。

詳細については、後ほど担当課長より御説明します。

また、休業期間におけるICTを活用した事業の取り組み例の周知を図るとともに、自宅等におけるICT環境の実態調査を実施したところです。

なお、この点につきまして、先ほど本会議で大石議員より御質問のありました、このGIGAスクール構想に基づく1人1台端末のアプリケーションの活用状況ですが、今回、現時点で調査をしております段階では、各市町村の購入しようとしている端末、これはグーグルのクロムブックというものを選択しているところが多いです。数にしますと大体6割の自治体が、台数にして9割程度がこのグーグルクロムブックを選択しているところです。

こうしたところにつきましては、先ほど大石議員から御質問いただきましたように、アプリケーションも統一しておくことが非常にやりやすくなっていくと考えておりますが、一方で残りのまだどれを使うか決定していないところも含めた4割程度、数にして1割程度の台数分につきましては、既にiPadですとかWindowsの端末、こういったものを選択されておまして、ここで積み重ねてきたものを今後も活用していきたい意向があるところです。大石議員には個別に御報告をしておりますが、この場でも御報告をいたしました。

続きまして、7の社会教育施設等についてです。教育委員会が所管する社会教育施設等における対応として、オーテピア高知図書館などについては、3月の総理の要請を踏まえた学校の臨時休業に合わせて休館の措置を講ずるとともに、県内の感染状況等を踏まえた県立施設の一斉休館に伴い、4月10日以降も再び休館とし、5月11日または5月12日から再開しているところです。

8の新型コロナウイルスに関する人権教育の充実についてですが、感染者やその家族、医療従事者等に対する人権侵害等はないことであり、人権教育の実践を生かすため「高知県の小学生（中学生・高校生）のみなさんへ」として県教育委員会から、医療従事者等への感謝の気持ちを大事にすることなどのメッセージを発し、各学校等での周知を依頼しました。

以上が新型コロナウイルスに係る学校等の対応の主なものとなります。今後も感染症対策に万全に取り組んだ上で、休業等に伴う学習等のおくれを取り戻すとともに、再度の感染拡大への備えをしっかりと行い、子どもたちの学びを守っていくことができるよう関係機関とも連携しながら取り組んでまいります。説明は以上です。

◎横山委員長 質疑を行います。

◎武石委員 感染防止対策についてですけれども、例えば報道でも見ましたが水道の蛇口をレバー式に変えたり、ハード面での感染防止策を講じている事例もあるように承知していますし、それから教室のレイアウトも、今の感染防止対策に非常に有効なレイアウトの学校もあると見るんです。すぐに県内の学校の教室を変えるのはとても無理だと思うんですけれども、少しずつでもやれるところ、気の付くところから、手をつけていくべきだと思うんですが、そのあたりの御所見を課長にお聞きしたいと思います。

◎菅谷教育政策課長 まず、そうした学校における感染防止対策につきましては、文部科学省において示されました、先ほど御説明もさせていただきましたが、この衛生管理マニュアルにおいて、これは感染状況を踏まえてですが、例えば、一定のリスクが生じてきた場合には、教室内の机の配置について、例えば40人学級を20人程度の規模で使うこととか、さまざま手洗い、そうした感染源を絶つことについても示されているところです。

こういったものについて、しっかりと周知を図るとともに、現在これはまだ決定事項ではない、報道の話ですけれども、政府でもそうしたさまざまな感染防止対策について、各学校で活用可能な予算編成を検討していると伺っておりますので、そうしたものも、今後活用を検討しながら、しっかりと対応を図ってまいりたいと考えております。

◎武石委員 わかりました。それから、さっき御説明いただいたGIGAスクール構想、今の課長の御説明で、アプリでは6割、台数では9割というお話がありましたけれども、5月20日期限の市町村で合同入札をするかどうか、共同購入するかどうかの意向調査をされていたと思うんですけれども、今の6割・9割というのがその回答を見てのお話なのかどうか、まず1点そこをお聞きしたいと思います。

◎菅谷教育政策課長 まず、端末の状況につきましては、クロムOSを選択しているところが自治体で6割程度、台数としまして全体の9割程度。つまり、小規模なところが別のものを選んでいく割合が大きいという状況になっています。

その上で、現在共同調達、合同入札ということで呼びかけをさせていただき、態度保留のところもございしますが、おおむね約半数の20弱の自治体が現時点で一緒にやりたいと御回答いただいている状況です。

◎武石委員 5月20日期限への回答はそれだと思っておりますけれども、これから、態度保留のところもあると説明されましたとおり、これからやっぱりそっちへ乗りたいということも可能なのかどうか、それはどうですか。

◎菅谷教育政策課長 まず、その態度保留というところにつきましては、合同の入札手続への態度も保留しているところが幾つかございます。

また、県内の状況につきまして、各市町村にフィードバックをさせていただいておりますので、今後また、活用したいものが変わってくるということもございます。

さらに、アプリケーションに関しましては、例えば今回iPadを選んだとしても、グーグルのものを活用することは、当然可能になっておりまして、そうした場合にはぜひ活用していただけるようにという観点から、県で使用方法を、優良事例をつくった上で、案内をしたいと考えているところです。

◎武石委員 いい進路を提示をしてもらいたいと思います。先進的なところは既に電子黒板とかいろいろ入れてやっている市町村もあると承知をしていますが、今回これに乗ることによって、それが使えなくなるとかということも、もったいない話だと思うんですけれど

も、そのあたりは、いかがお考えですか。

◎菅谷教育政策課長 そうした御相談もいただいております。例えば具体名を出させていただけますが、Windowsのものがやはりワード、エクセルそういったものの活用を、これはビジネスの場面でも行政の場面でも多く使われてまいりましたので、それを学校に入れた結果として、今つながっている電子黒板等についてはWindowsが前提となっている、そうしたときに、ほかのものに今回この機に変えようかどうか非常に迷っているという御相談をいただいております。

我々としましても、どちらがいいというのはなかなか申し上げにくいところでありましてけれども、教育政策課にある知見をお伝えさせていただいて、どのようにするのが一番いい方法なのか。この1年後だけではなくて5年後10年後を見据えた際に、どのようなことが可能になっていくのか、そういった情報については最大限提供してございまして、そうした判断の助けになればと思っております。

◎武石委員 やっぱり現場で、例えば教員も異動があるわけだし、児童生徒も転校とかもあるわけだし、この学校ではこれを使っていたけれども、新しい学校に来たら全然違うみたいになると、また混乱も招くと思うんで、県教委としては大局的に、そういったことがないように、しっかりと指導もしていただきたい。今の市町村の意見も聞いてやっていただいて、その姿勢は大いに評価するんですけども、やっぱりこうであるべきだということも、県教委にはある程度打ち出していってもらいたいという思いもありますので、そのあたりもお願いしたいと、これはもう要請をしておきます。

◎西森委員 学校における感染防止対策についてですが、各学校で3密を避けながらの授業がこれから開始されていくと思うわけですけども、その場合、これから夏の暑い時期に入ってまいります。そうするとエアコンをつけたりすることになるわけですが、なかなかエアコンをつけて部屋を閉めきると、ウイルスを外に出さないとか、そういった課題もあるということで、そうなってくると、窓を開けたりして空気の入替えとかも、何時間に1回という形で必要になってくるんだろうと思います。

そこで、窓をあけて空気の入替えをするときに、虫が入るとか、そういうことを心配をされてる生徒もいると聞くんです。

定時制がある学校であれば網戸なんかがついてるという話もあるわけですけども、定時制がないところなんかは、そのまま網戸もなしに窓をあけると、そのまま虫が入ってきてしまうとかいうことがあるわけですが、そのあたりに関して、何かそういう声を聞いたことはございますか。

◎前田保健体育課長 まずクーラーの件につきましては、先ほど言った文科省のガイドラインのほうにも、空気がただ循環しているだけなので、定期的に窓をあけて、空気の入替えということが指示されております。

確かに学校によって虫というようなことがいろいろ言われていますので、各学校のほう
が予算要求しながら、定時制であったりとか、全日制のほうでも、やっぱりそういう御意
見がたくさんありますので、そのあたりは少しずつ整備をしていっています。またこれ
を機に学校安全とかいろんところが調査しながら、できるだけ対応できるように、検討
していきたいと思っています。

◎西森委員 学校対応するときには当然予算が必要になってくると思いますので、そのあ
たりの予算をしっかりと各学校に、まずつけておくということも、ぜひ、これはお願いを
したいと思いますし、また、それぞれの現場の状況に応じた形での対応をしていただけれ
ばと思いますので、まずは予算をお願いしたいと思います。

◎三石委員 コロナの緊急対応、本当に大変だと思います。4月の専決処分を幼保支援課
から始まって、保健体育課、それと高等学校課、全部これ出されているけれども、それを
現場に徹底させて活用してもらいたい。ただ予算つけてやれというもんじゃない。そのた
めには国から金をもらわなきゃいけませんから、教育委員会やったら文科省、それからいろ
いろ指示もいただきながら、まずは県の教育委員会で十分勉強して消化をして、国にも問
い合わせをして、十分消化して、自分のものとしなくてはなりません。

それから今度は、各市町村の教育委員会、これがまた自分のものとして、十分消化した
上で、現場でこのお金が生きるようにやっていかないといけないわけだけれども、その
あたりの連携。特に心配するのは、この報告事項を見た場合、臨時休校等についてもそう、
学校における感染防止等についてもそう。いろいろ今回挙げてくれています。休業中の子
供の居場所や休養期間中の活動等についてずっと挙げてくれています。

その中で、依頼という言葉が非常に多い。それは、依頼しかできないわけですよ、県
は各地教委に対して。それは十分わかるんやけれども、その依頼を徹底できているのか、
そのあたりの検証はできているのか、そのあたりはどうですか。どういう方法でちっと、
うまくいっているのかを点検できているのか。

◎菅谷教育政策課長 委員おっしゃるとおり、これ依頼だけではなくてしっかり現場に
どのようにやっていただくかが、大変重要だと思っております。

まず我々としましては、こうしたことでお願いをさせていただいた上で、例えば、休業
期間中の子供の居場所につきましても、その後に実際どうであったかということについて
調査をさせていただきまして、そうしたことから全ての自治体でしっかり対応がなされ
ていた。また、学校給食等の対応についても同様です。マスク等の状況についても、各市
町村でどのような保有状況になっているのかというところについても調査をしまいいりま
した。

そうした中で、実際に実態を把握し、できていないところが仮にあった場合には、しっ
かりと、そこに指導助言をしまいたいと考えておりますし、今御指摘もいただきました

ので、これまで以上にそうしたところで、現場にどのように届けるか、そういうところには、しっかりと意を用いてまいりたいと考えております。

◎三石委員 これはコロナの緊急の対策だけじゃなくて、全てに言えることなんですけれども、県立の場合は割とスムーズにいくんですよ。義務の場合、各市町村の教育委員会が果たして、県の思い、国の思い、もちろん市町村もお金出すこともあるでしょう。そこらあたり、十分消化できているのかとか思うんですけども。県教委には各教育事務所がありますね、中央・西・東とある。教育事務所を通じて各市町村の教育委員会、現場の小学校なり中学校なり保育園、直接教育事務所が行く場合もありますよね。そのあたりはちょっといつてるんですか。

◎武田小中学校課長 小中学校課です。先ほど委員の言われるとおりですけども、各教育事務所が、中部、東部、西部と3つありまして、先ほど言いました市町村の意向に沿うような形で、各学校へ訪問しております。

それとともに、市町村に県教委の思いも持って、通知を出すときには必ず市町村教育委員会、教育長に連絡をし、また、今回のコロナの緊急対応につきましても、そのまま電話だけではなく、各教育事務所の指導主事が実際現場に行き、学校の状況、生徒の状況というものも、把握しております。なお、そういった中で、臨時休業にありましても、子供の居場所づくりということで、学校で学習課題をやったりということもしております。

◎三石委員 コロナの緊急対応、本当に大変やと思いますよ。県教委の先生方、現場の先生方、本当に大変だと思いますけれども、こういうときだからこそ本当に勉強して、アンテナを張って、本腰入れて対応する。そのことが自分の身にもなるし、全てのためになっていくわけですから。ちゃらんぼらんな気持ちでやっていないとは思いますが、大変なこと重々承知で要請をしておきたいと思います。

◎吉良委員 まず、3月4日からの臨時休校、休業と書いていますけれども。県内全ての小中学校、市町村立も休業したということなんですけども、市内は大規模校もあるし、高知の場合は特に中山間地の小さな学校もありますので、そういうことを考えた場合に一律に休業要請していくということについては、やはり実態にそぐわない。子供たちの学習権を奪うことになるわけですから、そういう御懸念を持たなければいけないんですけども、この当初の要請、市町村教育委員会に対して、どのような依頼をしたのか。強制的なものではなかったのか、みずからがしっかり子供たちのことを考えて、対策していく指導をなさったのかどうか。

◎武田小中学校課長 小中学校課です。先に、国の首相のほうで休業という要請をしたときに、まず県が休業いたしました。その県の通知に合わせて、市町村は検討してくださいという形で市町村にお願いをしたところ、市町村がそれに合わせて、ほぼ全部の市町村で休業を行ったところなんです。

そして、また国で緊急非常事態宣言が出されたときにも、県で通知を出しましたけれども、その場合は、市町村への通知は、参考に対応してくださいというところでいくと、まず休校を延長したところがほとんどです。

ただ、先ほど委員がおっしゃったように、市町村によってまちまちですので、今回の学校の再開も、四万十町は早くあけておりますし、一番長いところで、高知市が市町村では長いという状況になっております。そういった中で、市町村によって、少しでもおくれを取り戻そうという取り組みをやってるところがほとんどです。

◎吉良委員 その後の対応は、それぞれ、実態に即した対応をしたと。それは評価しています。

それから、学校の新しい生活様式のマニュアルにかかわって、さっきもおっしゃったように40人を20人にして、教室をふやしてみたいなことになる、やはり教員の人的な配置は必要となってくるんですね。これについては、国だったりとか、県として現場の教員をふやしていくという対策をなさっているんですか。やりたくてもできないという現実と直面している部分もあるんじゃないかと思うんですけれども。

◎武田小中学校課長 現在、国からコロナ対策による教員の増員ということも出ております。今のところ市町村で、再開したばかりですので、その中でどういう対策が必要なのか、もしも人員が必要であれば、また市町村から声がかかってくるようになっております。

その中で、先ほど密にならないようにということなんですが、ほとんどの市町村が18日から再開しておりますけれども、初めは緩やかな再開というところで、学校の中も1列目と3列目の5列目が、まず午前中に来るという形の中で1週間経過をさせて、1週間後に登校すると。

また四万十市なんかにおいては、小学校1年生がほぼ学校に来ていない状況でしたので、まず学校になれることから始まっております。

委員が言われたように、もし人員が必要ということで市町村から上がってくれば、また文科省と相談しながら、考えていきたいと思っております。

◎吉良委員 積極的に文科省へ要請していったらいいと私も思います。

特に保健室の対応です。子供たちの中で、登校して熱が出たと先生に言って来た。その子が狭い保健室の中にいる時に、別のけがをした子供などが来ると、接触させることはよろしくないし、1人の養護教諭だけでは、なかなか対応もできないと思うんですけれども、その辺の具体的な手だてはどうお考えですか。

◎前田保健体育課長 保健体育課です。まず、各家庭で子供たちが登校時に検温してきていただいています。熱がある、あるいはちょっとぐあいが悪い、検温を忘れている、はかっている生徒については保健室ではかるということで、一定、来る前にはかって、学校の中ではかかっていない者だけが保健室に来るというのが、最初の段階です。

途中でまたぐあいが悪くなってくると、やっぱり保健室へというのがどうしても出てきます。そこは今各学校で保健体制みたいなものをある程度しっかり組んでいただいていますので、実際には、なかなかそこまでよう見に行っていないんですが、学校によっては保健室がコロナ関係だけでなく、いろんな方が来られますので、場所を変えたり、空き教室を使ったりということが、工夫で出てくると思いますので、そのあたりについても、うちのほうから具体的に指導とか、そういう形で示していきたいと思っています。

◎吉良委員 複数配置も含めて対応していただきたいと思います。特に熱が出ました、親を呼びました、バスで帰りましたとかね。家に帰り着くまでも含めて、きちっと対応を学校としてやるように要請していきたいと思います。

あと、学習の面ですけれども、大体20日から30日近く時数が減っているわけですよ。何時間になるのかな、標準時数で1,000時間ぐらいですから、それを取り返すのはなかなか大変ですよ。ここにも書いてありますように、睡眠も、まとめて睡眠なんてできないわけですから、子供たちの学習もまとめてなんて絶対無理なんですよ。

そういうことでいうと、1,050だとか1,020の標準時数から大体、これぐらいは確保しようよと、それ以上はちょっと無理だよというガイドラインを現場に示していく。もちろん教育課程はそれぞれの学校で考えていくわけですけれども。楽しい行事を取っていったり、過重、過密な学習を強要することがないように、せっかく喜んで学校へ来ているわけですから、音楽会だとか運動会に類するような楽しい行事も残して集団的な中で成長させていく、人格形成を図るということは、塾じゃありませんので、総合的に人格形成を図る場ですので、知・徳・体とおっしゃいますけれども、考えた時数配分をするように対応を示していただきたいと思うんですが、それについてはどのようなお考えを持っているのか。

◎武田小中学校課長 まず、現在10日から約26日間という形で、義務の場合は休業期間があるんですけれども、その中で、標準授業時間数にどれだけ足りないのかを各学校で出させていただくとともに、通常の行事がどれだけ1年間で行われているのか。また、その行事をどうやっていくのか、先ほど委員が言われたように、行事を全て削減というわけではなくて、工夫をしてやっていくとか。

またそれと、小中学校課におきましては、4月から8月までの研修回数が実は138回あるんですけれども、それを1つだけオンライン研修にして、1回だけにしました。

そういった形で研修を少なくして学校へ支援をしていく。それとともに各市町村に、先ほどもありましたけれども、教育事務所が行ってどういう方法で、例えば先ほども出ておりますが、授業の重点化などをアドバイスしながら、できる限り努力をして授業時数の確保に努めてまいりたいと思っております。

◎吉良委員 ぜひ単元の精選をこの際しっかりなさって、子供たちの発達を守っていただきたいということをお願いいたします。

◎**金岡委員** GIGAスクールについてですが、3万5,000台ですか、調達すると。タブレットとか端末機、そしてW i - F i 環境含めてできるのは、どういうスケジュール感を持っていますか。

◎**菅谷教育政策課長** まず、タブレット端末につきましては、現在、合同の入札手続きを進めているところで、7月中・下旬をめどに入札手続きに移ってまいりたいと考えております。

これは、参加を希望する市町村との調整もありますことから、こういったスケジュール、また一定の定めのある公告期間も確保しなければなりませんので、そうしたものを加味すると、7月中・下旬に入札手続きと。その後文科省との交付決定、また、事業者との契約、そうしたものを踏まえて、事業者でもできる限りのスピードで納品をしていただきたいと考えておりますけれども、全国的にも重要になっておりますので、その辺のスピード感をどのように持っていけるかは、今後詰めてまいりたいと考えております。

また、校内のW i - F i 環境の整備につきましては、これは既に国の令和元年度の補正予算で対応をしております、そこに対して、県でいえば、この2月議会に提案しまして補正予算をお認めいただきましたので、今年度、順次工事に入っていくスケジュールになっております。

こうしたコロナの状況ですので、そうした工期についても適切な執行管理をしていった上で、なるべく早く環境を整えられるようにしてまいりたいと考えておりますけれども、いずれにしても、タブレット端末、W i - F i 工事、確実に今年度中にはやる計画で、契約でも進めているところです。

◎**金岡委員** それぞれのメーカーが、今余り在庫を持っていないんじゃないかと。ですから、全国で注文が入ると、かなり納期がかかるんじゃないかと思われま。

そうすると、今年度中にとおっしゃられましたが、かなり厳しいんじゃないかなという思いも、私個人が持っています。そうすると、この冬に第2波、第3波が来るということがあれば、また同様の状況になるんじゃないかという懸念があるわけです。もちろん今申し上げたとおり、各メーカーがどうなのかというところがありますけれども、かなりスピード感を持って動かないとだめなんじゃないかなという気がしております。

それから、各市町村における整備についてですが、きょうも答弁ありましたが、通信費をどうするのかということで、やはり、それぞれの地域の御父兄の皆さん懸念をしております。そこら辺の見通しはどう考えていますか。

◎**菅谷教育政策課長** まず通信費につきましては、これ一般的に申し上げれば教育利用と一般的な家庭での利用、その線引きが難しいこともございますので、これを一律、支援をさせていただくのは難しいと考えております。

ただ一方で、この新型コロナウイルスの対策に基づく臨時休業中のことに関しましては、やはりICTを活用して学校教育を何とか継続させなきゃいけないということもございま

す。本日、本会議での西森議員からの御質問にお答えさせていただきましたが、そうしたところについては、国がモバイルルーターの貸し出しをしております。通信環境がない家庭に対してはそうした貸し出しを、そうした仕組みを県でも、国の支援のスキームを使わせていただきたいと考えております。

ただ、そこに関しても通信費というものがやはり出てこようかと思うんですけれども、そこについて、この新型コロナ対策という意味においての、家庭に通信環境がない場合に限って、ここについては現時点で何か答えを持っているわけじゃないんですけれども、ここは何とか、学校教育の継続のために、何らかの措置ができないかというところは、研究させていただきたいと考えているところです。

◎**金岡委員** 先日、私の地域の教育長と話したら、中学校の3分の1が通信環境が整っていないということで、そしたら、どうするのかということでちょっと思案していると聞きましたので、ぜひともこれは働きかけて100%を、もともとそういうものが必要でないが、教育に関して必要だという話になりますので、考えていただければと要請します。

それから、消毒液やマスクの購入ということで事業費が上がっていますけれども、確かにマスクは配ったらいいいわけですね。

私もよく行って見かけるのが、どこも消毒液は入り口においてある。この県庁の中でも、あるいはこの議会棟でもそうですけれども、学校もそういうことで。でも幼稚園とか保育園で一番大事なのは、子供がさわる場所をどうやって消毒しておくかということになると思うんです。そういうことがきちんとできているのかどうか。ここが、要するに手でさわって、口や目や鼻へ持っていくということで感染するということですから、そのところがきちんとできておるのかどうか。消毒液がいったけれども、そういうことができていないと、これは何もならないわけですから、お伺いしておきたいと思います。

◎**戸田幼保支援課長** 幼保支援課です。保育所・幼稚園につきましては、国から市町村を通じて消毒液が優先供給されておまして、それに基づいて必要量を市町村で購入して、保育所などに配布しております。それを使って、保育所では1日に何回かおもちゃとかをふくことによって、感染防止を図るようにしております。

◎**金岡委員** そういう通達が来てやっておるということであろうと思いますが、加えて、徹底をしてほしいと思います。

最後に、きょうの答弁で、学校や市町村に差があるという答弁もなされましたけれども、現状でどういう差があるのか教えていただきたいと思います。

この休業に伴う中で、厳しい環境にいる子供たちを中心に学びの保証がどのように実現するのかというこの項の答弁であったんですが、学校や市町村に差があると。要するに、ネット環境とかだと思うんですが、現実はどういう地域差、学校差があるのかをお聞かせいただきたいと思います。

◎武田小中学校課長 まず、休業の状況によりまして、当然学習の進度の差は出てきますし、それと休業期間中の子供が、どれだけ学校へ来て課題をやっているのかとか、先ほど言いました、コンピューター等がきちりしている市町村は、子供にそれを貸し出したり、実質にパソコン教室を開放した学校もありますし、そこで学習をやったりということがあります。

一番の差は、その休業期間の差による学習の進度に差があるというところになってきますし、また先ほどのパソコンの環境の差もございます。

◎金岡委員 終わりますが、そういう差のないように、下の部分で一律にといったらいかんですが、上の部分で差がないようお願いしたいと思います。

◎横山委員長 ほかになければ1点構いませんか。

新型コロナウイルスに関する人権教育の充実。これが私は大事とあっていて、人権侵害等いじめなんていうのは、もってのほかですけれども、最前線で働いてる皆さんに対して、感謝の気持ちをしっかり伝えていくことが、一つ重要なのかなとあっていますが、その取り組み、どのようなことをされているのかお聞かせください。

◎黒瀬参事兼人権教育・児童生徒課長 人権教育・児童生徒課です。報告事項のほうに書かせていただきました。まずは、この休業期間が明ける前に、人権教育推進委員会を県教委の中で設けておりまして、各課長がメンバーなんですけれども、その人権教育推進委員会の中で、今般起こっている、学校等へのコロナにおける誹謗中傷、これについて事案を各課長と共有しました。

御承知のように、東部管内で起こりました小学生の罹患の状況。さらには、西部管内で中学校教員が罹患したこと。そして私立学校教員の罹患。こういうことで、県内で3件の学校関係者による罹患が発生しております。

これらの後にどういう事件・事案があったのかを少し、該当の市町村にお話を聞かせていただきまして、それをみんなで、各関係の課長のほうで、その状況を共有させていただきました。その状況の中から、やはりこの学校再開に当たって、そういう誹謗中傷における人権教育のさらなる充実というところが必要であろうというところから、5月14日に高知県の小学生の皆さんへ、中学生・高校生の皆さんへ、保護者の皆さんへというところでメッセージを發出させていただきました。そのメッセージを使って、ショートホームルームとか学級活動、学校再開時にそのメッセージをみんなで読んで、そこにどういう意味があるのかというところを、各学年段階で、もう一度学習していただいて、スタートを切ってもらいたいというところで発出しました。

何件か聞きますと、校長が学校放送でこれを読み上げたり、また、学級担任がきちんと読み上げる中で、取り組みをしっかりといただいていると伺っています。

◎横山委員長 世界的な感染症というのが、一説によると100年に1回という、そういうこ

ともある中において、やっぱり子供たちに、地域への感謝だったり、さまざまな皆さんが大変な思いをしてる。だから助け合わないといけないというところをしっかりと教えていくのも、今求められていることなんじゃないかなと思っていますので、またこのことについても、今後検討していただければと要請します。

それでは、質疑を終わります。

以上で、教育政策課の質疑を終わります。

それでは、説明課の入れかわりをお願いします。

《高等学校課》

◎横山委員長 続きまして、所管課からの議案の説明を求めます。最初に高等学校課の説明を求めます。

◎濱川高等学校課長 高等学校課の5月補正予算について御説明します。資料②令和2年5月高知県議会臨時会議案説明書（補正予算）の37ページをお開きください。

5月補正予算の歳入についてです。科目欄の上から3つ目の12教育費補助金は、県立中学校、特別支援学校における1人1台タブレットなどを整備するため、公立学校情報機器整備費補助金などを計上し、8,826万円の増額をお願いするものです。

次の38ページをお願いします。5月補正予算の歳出についてです。科目欄の上から3つ目の2情報教育推進費についてですけれども、この歳出の特定財源の国費につきましては、先ほど歳入で説明をいたしました教育費補助金に当たるもので、公立学校情報機器整備費補助金などを活用した県立中学校、特別支援学校における1人1台タブレットなどを整備するため、9,326万5,000円の増額をお願いするものです。

整備の内容につきましては、別の資料にて御説明をします。教育委員会と青いインデックスがついております、表紙に、総務委員会資料議案説明資料と記載された資料の1ページ、令和2年4月・5月補正案件一覧をお開きください。

資料の下段の表、今回の5月補正予算につきましては、こちらに記載しております4つの整備にかかわるものです。

1つ目としましては、GIGAスクール構想の加速化を図るため、県立中学校の2、3年生、それから県立特別支援学校の小学1年生から4年生と、中学2、3年生に1人1台端末を整備するためのものです。

2つ目としましては、県立特別支援学校の児童生徒が端末を使用するに当たりまして、障害の特性に応じて必要となる入出力支援装置である、点字ディスプレイや点字プリンターを整備するものです。

3つ目としましては、緊急時における家庭でのオンライン学習環境を整備するため、Wi-Fi環境を整えられない家庭への対応を目的とするモバイルルーターや、遠隔学習機能を強化するためのカメラ、マイク等を整備するものです。

最後に、4つ目としまして県立学校授業用パソコン整備計画に基づきまして、令和4年度に達成予定としておりました県立高校41台、県立特別支援学校高等部1校10台のタブレット端末の整備を前倒しで実施するものです。

高等学校課としましては、これらの機器等の整備を進めるとともに、学校の臨時休業など緊急時においてもタブレットを活用して、決まった時間に双方向の通信による授業を実施できるような取り組みなどについて、検討を進めているところです。

高等学校課の説明は以上です。

◎横山委員長 質疑を行います。

◎金岡委員 書いてあるとおりでありますが、それで、いわゆるタブレット端末の充足率は全員に行き渡るといふことでよろしいんですか。

◎濱川高等学校課長 今回、予算として計上させていただいてるのが、県立中学校の1、2、3年生、それから特別支援学校の小学校1年生から中学校3年生というところですけども、県立中学校の1年生と、特別支援学校の小学校5年生から中学校1年生につきましては、前回、令和2年度2月の補正予算で予算化をしております。

◎金岡委員 高校のほうは、どう理解したらいいんですか。

◎濱川高等学校課長 高等学校のほうですけども、高等学校につきましては、今回、国庫補助の対象とはなっておりません。しかし、先ほど説明させていただきましたように、臨時交付金におきまして、各校に生徒用40台、指導用1台のタブレットを整備することになっております。

◎金岡委員 それで、生徒の人数から見た充足率はどれぐらいなんですか。

◎濱川高等学校課長 今回整備をさせていただくのが、生徒40台、指導用1台ということですので、各学校、生徒数に差がございますので、それぞれの学校で41台、合わせて41台という整備をさせていただくということです。

◎金岡委員 それぞれの学校に40台、あるいは41台ということは、1学級のところはこれでいきますよね。2学級、あるいは3学級あるところはどういうふうに。

◎濱川高等学校課長 今後そういった国の動向も見ながら、高校について、1人1台パソコンの配置がどうなるかは、検討をしてみたいとは考えております。

◎金岡委員 それからもう1点。例えばこのモバイルルーターを使わなければならない家庭というのはどのぐらいあるんですか。

◎濱川高等学校課長 現在、県立学校だけではないですけども、各学校に家庭の環境、通信の環境というのを調査をかけている状態です。また来月にはその結果が出ようかというところです。

◎金岡委員 それで結果を見た後、順次、これから全生徒に充足するよというふうに考えていると思うんですが、今年度中に全体のどれぐらいになる予定ですか。

◎濱川高等学校課長 今年度中につきましては、今、お願いをしております各校41台というところになるかと思いますが、ただ、こういった今回の緊急休業時におきまして、こういう通信に頼らない、例えば学校へ来て学校の端末を活用する。あるいは、今、県が進めております教育センターの視聴覚動画ライブラリー、ああいった動画を保存して家庭で視聴するという、そういった通信だけに頼らない形も、今後、こういった臨時休業が発生した場合には活用していきたいと考えております。

◎金岡委員 そうした中で、やっぱり授業のあり方というのも考えなければならないと思うんですが、いわゆるW i - F i環境を使った授業を、もちろん研究していかなきゃいかんし、教材もつくらないかんし、いろんなことがあると思うんですが、どう持っていこうかと思っていますか。

◎濱川高等学校課長 今回、こういったW i - F i、GIGAスクール構想で一定、整備が進んでいきますと、今まで活動できなかった、いろんな内容が発展的に学習できるようになると思います。ただ、そのためには委員がおっしゃるように、教職員のスキルも必要になってこようかと思っていますので、それも同時に今後高めていく計画をしております。

◎菅谷教育政策課長 補足をさせていただきますと、教員のスキルの面に関しては今回、これは高等学校、義務教育段階全てですけれども県の教育センターが中心になって、動画授業の配信ですとか、また同時双方向の、動画配信をオンデマンドですけれども、同時双方向の授業の取り組みというものも教育センターが試験的にやらせていただきました。

また、平時からも中山間地域に向けた遠隔授業等を行っておりますので、非常に教育センターでそうした授業ノウハウがたまってきております。

ですので、そういったものを今回、臨時ということで、これは県もそうですし市町村も含めて、教育委員会が中心になってこうした休業期間中の授業を組み立ててきたところですが、やはりこれからは学校単位にそうしたノウハウを伝達していく、そういう場面になっていると思いますので、そうしたことについても、今回得られた蓄積をしっかりと学校の先生方一人一人に伝えて、学校からも配信できるように今回マイク、カメラ等の経費も計上しておりますので、そうしたことをしっかりと組み合わせながら、平時でしっかり行える授業と、そうした緊急時でのICTを使った授業、そうしたものを組み合わせながら、しっかりと教育を進めることが大事であると考えておるところです。

◎金岡委員 お聞きするところによりますと、例えば同時双方向の授業なんてすぐにできないということも聞いてます。日ごろからある程度やってないとなかなか難しいと。やるための教材も必要だと、それも先生方につくってもらわないかん。というように、日ごろからの訓練が必要であるとも聞いていますので、これはもう、ある一定そういう整備をして、日ごろから先生方に訓練をしていただくと。

もちろんこれは小中学校にも言える話だと思いますけれども、平時からそういう双方向

の授業を、ネットを使って授業をやると、教材がこんなものが要るということをきちっと作り上げていってほしいと。

逆に言うと、平時からそれをやることによって、学校での授業も、オンラインの授業もほとんど同じだとなろうかと思しますので、そうすれば違和感なく移行もできると思しますので、これは要請します。

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で、高等学校課の質疑を終わります。

それでは、説明課の入れかわりをお願いします。

〈特別支援教育課〉

◎横山委員長 次に、特別支援教育課の説明を求めます。

◎平石特別支援教育課長 特別支援教育課の補正予算につきまして、総務委員会資料により説明します。

教育委員会の青のインデックスの議案説明資料1ページ、感染予防、感染拡大防止4月専決の4特別支援教育課の学校運営管理費、スクールバス運行委託料をごらんください。

今回の補正予算は、スクールバスを運行している県立特別支援学校につきまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、3密を防ぐためのスクールバスの増便等に係る必要経費を計上させていただくものです。事業費は1,934万6,000円。内訳につきましては、国費2分の1で967万3,000円が学校保健特別対策事業費補助金です。

県立特別支援学校では、分校を含め13校中5校でスクールバスを運行しております。乗車率は高いもので90%を超えております。このような状況を踏まえ、児童生徒がより安心安全に通学できる環境を確保するため、専門家の助言もいただきつつ、乗車率が50%となるよう、全コースについて精査、検討し、乗車率の高いコースについて、スクールバスの増便やバスの種別の変更、またジャンボタクシーを利用することといたしました。

各校の対応状況についてですが、山田特別支援学校の本校につきましては、小型バスの増便及びバスの種別の変更。田野分校につきましては、ジャンボタクシーの増便。日高特別支援学校は大型バスの増便及びバスの種別の変更。中村特別支援学校につきましては、大型バスの増便。高知若草特別支援学校につきましては、介護タクシーを増便するといった対応状況となっております。契約等につきましては、各校で対応いただいております。各業者につきましては、事前に連絡をとっておりましたので、昨日5月25日から全てのコースにおきまして、増便等の対応を滞りなく行っていただいております。以上です。

◎横山委員長 質疑を行います。

(なし)

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で、特別支援教育課の質疑を終わります。

それでは、説明課の入れかわりをお願いします。

〈保健体育課〉

◎横山委員長 次に、保健体育課の説明を求めます。

◎前田保健体育課長 保健体育課の補正予算につきましては青のインデックス、総務委員会資料議案説明資料、上段の感染予防、感染拡大防止4月専決の6保健体育課、学校給食運営費の説明をします。

今回の補正予算は、学校の臨時休業による学校給食の休止に伴い、影響を受けた学校給食調理業者等に国の学校臨時休業対策費補助金を活用して支援を行うものです。

1つ目の学校給食の休止により生じた食材のキャンセルに係る補償を行うために必要な経費や、2つ目の学校給食の再開に向けた衛生管理の徹底・改善を図るための職員研修の実施及び、設備等の更新に要する経費を計上したものです。

保健体育課の説明は以上です。

◎横山委員長 質疑を行います。

(なし)

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で、保健体育課の質疑を終わります。

以上で、教育委員会の議案を終わります。

それでは、説明課の入れかわりをお願いします。

〈報告事項〉

◎横山委員長 続いて、教育委員会から1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

〈教職員・福利課〉

◎横山委員長 公立学校職員の退職手当に係る算定誤りについて、教職員・福利課の説明を求めます。

◎国則教職員・福利課長 教職員・福利課です。公立学校職員の退職手当に係る算定誤りについて御報告をします。お手元の総務委員会資料の報告事項の教職員・福利課のインデックスがついた資料をお願いいたします。

平成25年度から平成30年度に退職した実習助手と寄宿舎指導員に支給した退職手当につきまして、算定方法に誤りがあり、本来支給すべき額よりも少ない額を支給していたことにつきまして御報告します。

実習助手、寄宿舎指導員の給与に関しましては、職務給の原則に基づき、職責に見合ったものへと適正化するため、2級昇格の見直しを行うこととなり、平成24年12月28日付けで、公立学校職員の給与に関する条例を一部改正し、平成25年4月1日から施行されました。この見直しに伴いまして、職務の級が高等学校等教育職給料表の2級から1級に切り

かえられた職員につきましては、給料の月額のほか、現給保障として、切りかえによって生じた、給料の差額に相当する額が支給をされることになりました。

今回、令和元年度の退職者に係る退職手当の算定作業を行う中で、退職手当の基本額につきまして、本来であれば、資料の中ほどの枠囲みの右側の正しい計算方法のように、退職日の給料月額と、現給保障額の合計額に教職調整額を乗じ、その上で、支給率を乗じた額とすべきところを、左側の枠囲みにありますとおり、退職日の給料月額のみに教職調整額を乗じた額に、現給保障額を加算し、支給率を乗じた額としていたために、本来、支給すべき額よりも少ない額としていたことが判明をいたしました。

2の対象者及び差額のところにありますとおり、対象者は12名で、算定上の支給額における差額の合計額としましては、142万8,575円でした。

次に、対象者への対応ですが、対象者に対して経緯の説明と謝罪を行うとともに、本来支払うべき額の差額につきまして、追給を行いました。なお、平成26年3月31日に退職された方につきましては、5年の時効が成立しているため、追給することができませんが、算定ミスがあったことと追給ができないことを本人にお伝えし、謝罪を行い、御理解をいただきました。

最後に、再発防止に向けましては、制度改正時には、改正内容を正確に把握し、退職手当条例所管課や給与担当等の関係機関との情報共有、それから、算定作業に係る職員全体での勉強会を実施することによりまして、算定誤りの防止に努めますとともに、算定を行う際には、複数人によりチェックリストを使って確認作業を実施するなど、チェック体制を徹底してまいります。まことに申しわけございませんでした。説明は以上です。

◎横山委員長 質疑を行います。

◎武石委員 再発防止をしっかりとやらなければならないと思うんですけども、やっぱりこういったことが起こるのもヒューマンエラーによるものだと思うんです。今、再発防止策の一つとして複数人によるチェックリストとありましたが、それも1つの手段であると思うんですけども、今の働き方改革とかに照らしたら、何かそれも、1人でやっているところを複数人でやらなくちゃならないというのは、何か逆行するようなイメージもあるんで、ぜひOA化と言いますか、そういったことも検討すべきじゃないかと思いますが、それを課長にお聞きします。

◎国則教職員・福利課長 算定作業につきましては、担当2名とチーフの3人でこれまでも行っておるところですが、退職手当につきましては、退職手当システムというものがございまして、そのシステムを使いながら算定作業を行っておるところです。退職手当算定システムは給与システム、それから、総合人事システムの情報を取り込みながら算定を行うという、システム上のつくりになっているところですが、教員の給与につきましては、ちょっと特殊なところがございまして、例えば特別支援学校の勤務とか特別支援学校の担当

になったときには、給料に調整額がつくようになっていまして、そこから離れますと、また調整額がなくなるというようなことで、ちょっと給料が変わったりすることがございますし、それと小中学校の教育職の給料表と高校教育職の給料表で額に違いがございますけれども、人事異動で小中学校の先生が特別支援学校にかわるなどした場合には、給料がかわりまして、在職中で退職手当を出すときに、最も高い時の給料を確認する必要があるなど、非常に複雑でして、全てをシステムとはちょっとしづらいところがございます。

平成29年度にシステムの改修を行ったんですけれども、そのときに業者との協議におきまして、全てをシステム化することが難しいところがございます。調整がいろいろ必要ない教職員につきましては、システムのみで算出で出てくるんですけれども、それ以外の職員は、独自のシートを使いながら、シートの情報に修正を加えながらやっていくというところがございます。先ほど申し上げましたように、複数名で作業をチェックしながら行っておるところです。

今回、ほかの県にも問い合わせしたんですけど、大体似たようなシステムと並行しながらというところがございます。

ただ、先ほど委員がおっしゃられたように、業務の自動化というところがございますので、どういったことができるのかを含めまして、業者とまた協議もしまして、検討を行っていきたいと思います。

◎横山委員長 質疑を終わります。

以上で、教職員・福利課の質疑を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

以上で、議案についての審査は終了いたしました。ほかの委員会の採決が終わっていませんので、先に意見書を議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎横山委員長 御異議なしと認めます。

それでは、執行部は退席を願います。お疲れさまでした。

採決の時間については、後ほど事務局から連絡をさせます。

〈意見書〉

◎横山委員長 次に、意見書を議題といたします。意見書(案)1件が提出されております。

新型コロナウイルス感染症対策に係る交付金の飛躍的増額を求める意見書(案)が日本共産党、自由民主党、県民の会、公明党、一燈立志の会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書(案)の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎横山委員長 それでは、御意見をどうぞ小休にいたします。

(小 休)

◎ 異議なし

◎横山委員長 正場に復します。

それでは、この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

以上で、本日の日程は採決を残し、全て終了いたしました。ほかの委員会の採決が、先ほど申しあげましたとおり終わっておりませんので、暫時休憩といたします。

再開時間については後ほど事務局から連絡をさせます。

(休憩 17時15分～17時40分)

◎横山委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

《採決》

◎横山委員長 お諮りいたします。

執行部より説明を受け審査いたしました、予算議案1件、条例その他議案2件、報告議案3件について、これより採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎横山委員長 御異議なしと認めます。よってさよう決定しました。

それではこれより採決を行います。

第1号令和2年度高知県一般会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第3号知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。よって、第3号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第4号高知県税条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成

の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。よって、第4号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、報第1号令和元年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告を原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。よって、報第1号議案は全会一致をもって原案どおり承認することに決しました。

次に、報第3号令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告を原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。よって、報第3号議案は全会一致をもって原案どおり承認することに決しました。

次に、報第5号高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告を原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎横山委員長 全員挙手であります。よって、報第5号議案は全会一致をもって原案どおり承認することに決しました。

それでは執行部は退席を願います。

(執行部退席)

◎横山委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の委員会は、明日27日の水曜日、午後1時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしく願いいたします。本日の委員会はこれで閉会いたします。

(17時42分閉会)